

名古屋市とインド工科大学ハイデラバード校は、以下の事項に関する協力を通じ、双方の人的・経済交流を促進するため、本覚書を作成する。

第1条 協力事項

- 1 双方は、学生の就労や企業の人材確保を促進するため、両地域の人的交流に関する取り組みに可能な限り協力する。
- 2 双方は、産学官連携による技術革新及びグローバル人材の育成を促進するため、両地域の経済交流に関する取り組みに可能な限り協力する。
- 3 双方は、両地域の企業及び学生が相手方の地域で活躍できるよう、必要な情報提供に可能な限り協力する。

第2条 有効期間

- 1 本覚書は、署名した日から効力を発するものとする。
- 2 本覚書は、5年有効であるとし、双方の合意に基づき延長できるものとする。
- 3 どちらかが6カ月前に書面で通知することで、本覚書を解約することができる。
- 4 本覚書が解約された場合、本覚書に基づく取り決めや実施中のプログラムは、双方の合意の範囲において効力を持たせることができる。

第3条 法的効力

本覚書は、法的拘束を持つ文書ではなく、いずれの当事者にとっても遵守すべき義務を伴うものではないことを了解する。

第4条 その他

本覚書に定めるもののほか、必要な事項は両者の協議の上、決定する。

本覚書に基づく協力は、双方が本覚書に署名した日に発効する。本覚書は、2026年2月26日にインド工科大学ハイデラバード校にて日本語及び英語により各2部作成し、両者の代表者が署名する。双方が1部ずつ保管し、いずれの言語も正文とする。

2026年2月26日、インド工科大学ハイデラバード校にて

日本国
名古屋市長

広沢一郎

広沢一郎

インド共和国
インド工科大学ハイデラバード校学長

B. S. Murty

B. S. Murty

प्रो. बी एस मूर्ति
निदेशक
भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान हैदराबाद
Prof. B S Murty
Director
Indian Institute of Technology Hyderabad